平成２７年（フ）第５７７号
堺市西区鳳北町６丁305番地１　パナハイツサン203号
債務者　森　　昭幸（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
松江市東津田町433番地２
債務者　永瀬　絹枝
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
福島県会津若松市対馬館町１番２号　県営対馬館団地２棟10号、前住所福島県会津若松市東年貢１丁目５番41号　グリーン．フィールズＮⅢＡ201号室
債務者　佐藤　孝一（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
福島県会津若松市対馬館町１番２号　県営対馬館団地２棟10号、前住所福島県会津若松市東年貢１丁目５番41号　グリーン．フィールズＮⅢＡ201号室
債務者　佐藤　友子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
群馬県館林市堀工町1884番地の51
債務者　長谷川　香（旧姓本島）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８１号
群馬県太田市東長岡町1449番地２　スバルハイツ201号、前住所群馬県太田市東長岡町1529番地３
債務者　町田　順子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２００４号
大阪府豊中市柴原町３丁目２番22―103号
債務者　口羽　友子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３３号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番11―７号、前住所大阪府門真市東江端町１番４号
債務者　羽鳥　勇士
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１４４号
大阪府門真市脇田町２番７―108号
債務者　兒玉　和哉
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３４１号
大阪府吹田市山田東１丁目30番20号
債務者　木村　　恵（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８３号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目４番25―705号
債務者　堀内こずえ（旧姓木ノ内）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８５号
大阪市住之江区粉浜２丁目１番２号
債務者　東野　信男
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９６号
大阪府大東市寺川２丁目２番17号
債務者　福田　康弘
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２０号
大阪府寝屋川市秦町10番11号、前住所大阪府寝屋川市寿町８番10号
債務者　山下　順子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７７号
大阪市平野区背戸口２丁目15番７号　ロイヤル背戸口303
債務者　濱村　和美
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６３号
大阪府東大阪市日下町２丁目８番60号　グリーンヒル101、前住所大阪府東大阪市東山町４番14―202号
債務者　富尾　貴幸
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８８４号
大阪府四條畷市蔀屋本町６番19号
債務者　太甫加代子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部